第2号様式（第3条関係）（1枚目）

既存住宅に関する相談申込書

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

 　郵便番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 住　　所 |  |
|  | 補助対象者（申請者） | 氏　　名 |  |

浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱第3条第10号に規定する調査のため、公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部に情報を提供することに同意し、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 不動産事業者との契約状況 | □媒介契約未締結である |
| 空家等の所在地番 | 浜松市　　　　区　　　 |
| 空家等の状況 |

|  |  |
| --- | --- |
| 用途 | □居宅（その他の用途を兼ねる）かつ一戸建て住宅  |
| 構造 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主要構造 | □木造 □RC造 □S造 □その他(　　　 ) |
| 屋根 | □瓦 □ｽﾚｰﾄ □鋼板 □その他(　　　) |

 |
| 床面積 | 1階　　　　 ㎡、2階　　　　 ㎡　　　　 計　　 　 ㎡ |
| 建築年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 土地所有者 | □申請者と同一　　□申請者と別 |
| 敷地面積 | 　　　　　　　㎡ |

 |
| 空家になった時期 | 　　　　　年　　月頃 |
| 都市計画法建築基準法に基づく制限 | 区域の別 | □市街化区域　　□市街化調整区域　　□都市計画区域外 |
| 用途地域等 | 用途地域 | 建蔽率 | 容積率 | 道路高さ係数 | 隣地高さ係数 |
|  |  |  |  |  |
| 防火地域 | □防火地域　□準防火地域 □建築基準法第２２条区域 |
| 敷地等と道路の関係 | □再建築可能（　　　　　　　　　　　　　　　　　）□不可能 |
| 連絡先 |

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | □申請者と同じ　　□（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

 |

（備考）・申込をされた個人情報は本相談業務の目的以外には利用しません。

・浜松市は、（公社）全日本不動産協会静岡県本部との交渉・契約については、直接関与しません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間での解決をお願いします

（添付書類）

・揃った書類には□、揃わなかった書類には☒をお書きください。

□登記全部事項証明書（建物及び土地） □公図 □都市計画マップ（都市計画位置図）

□写真　□地積測量図 □家屋図（建物図面） □空家及び空家除去後の土地の売却等

に関するアンケート

第2号様式(第3条関係) （2枚目）

職員記入欄

受付方法　窓口・郵送

受付番号

条件に全て該当することを確認し、チェック☑を入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ﾁｪｯｸ | **対象となる条件** |
| **□** | **相続人が所有者又は共有者として建物の登記がされている空き家であること** |
| **□** | **昭和５６年５月３１日以前に建築済み又は建築確認済みであった空き家であること** |
| **□** | **令和3年12月31日以前に相続又は遺贈が発生していること****※建物の登記全部事項証明書で確認します。** |
| **□** | **申請日から過去3年間空き家であること****※住民票等で確認します。** |
| **□** | **一戸建て住宅であること及び登記の種別が「居宅」又は居宅とその他の用途を兼ねるものであること**・総務省　令和5年住宅・土地統計調査において一戸建に区分するもの。・長屋、共同住宅は対象となりません。 |
| **□** | **浜松市内にある空き家であること** |
| **□** | **公共事業等の補償の対象となっていないこと** |
| **□** | **空家等対策の推進に関する特別措置法による命令を受けていないこと** |
| **□** | **対象となる空き家及び附属する工作物（塀、立ち木など）が文化財等に指定されていないこと** |
| **□** | **自然人が所有する空き家であること**・法人は対象となりません。・所有者及び共有者全員が自然人である必要があります。 |
| **□** | **申請者及び共有者が浜松市税を完納していること** |
| **□** | **申請者及び共有者が暴力団員等でないこと**　 |
| **□** | **共有者全員の同意を得ていること** |
| **□** | **解体工事によって更地にする予定であること**・小屋、立ち木などの附属物も併せて除却する必要があります。・門及び塀等を残すことがやむを得ない場合は、この限りではありません。 |
| **□** | **解体工事によって更地になった土地に申請者、申請者の配偶者、六親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族が建築物（建築基準法第2条第1号）を建てないこと。** |
| **□** | **空き家等に抵当権等の担保権及び賃借権等の用益権等所有権以外の権利設定がないこと** |
| **□** | **補助金申請に添付する写真を浜松市が広報活動に使用することに同意すること** |